

○ 太田市外三町広域清掃組合事務専 決規程

平成 1 1 年 5 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成12年 9月 1日規程第1号

改正 平成17年 3月28日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、管理者の権限に属する事務の執務に関し必要な事項を定め、明確な責任のもとに、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(準用規定)

第2条 前条の事務の執務に関しては、太田市事務専決規程（平成17年太田市訓令第6号）の例による。

附 則

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規程第1号）

この規程は、平成17年3月28日から施行する。